

入 札 説 明 書

令和8年2月27日に公告した令和8年度自家用電気工作物保安管理及び試験等業務に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に対して、仕様書に対する質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

- (1) 公告番号 危第736号
- (2) 業 務 名 令和8年度自家用電気工作物保安管理及び試験等業務
- (3) 業務の内容 令和8年度自家用電気工作物保安管理及び試験等業務仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 履行場所 岡山市北区御津北野字大山126-3 金山中継所 外19か所

2 入札に参加できる者の資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類1建物等の保守管理、小分類11電気設備等保守」であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の「従業員の資格等」に電気主任技術者の資格を有することが記載されている者であること。
- (4) 電気事業法施行規則第52条の2第2号の要件を満足すること。
- (5) 業務対象設備は県内各地に設置した防災用設備であることから、業務の遂行にあたり、夜間、休日も含めた24時間の緊急保守体制を確保し、障害発生時においては、受託者の出張所等から業務対象箇所に遅滞なく到達し、迅速に障害対応ができること。
（注）「遅滞なく到達」とは2時間以内に到達することをいう。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (7) 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開

始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県危機管理課（防災通信班）

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話（086）226-7294

FAX（086）225-4559

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 入札手続等

この一般競争入札（条件付）に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第2号）及び入札説明書で指定する必要書類を下記のとおり提出しなければならない。

また、入札者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び仕様書の配布の期間及び場所

ア 配布期間 令和8年2月27日（金）から令和8年3月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所 上記3の場所に同じ

なお、仕様書を除く入札説明書等の様式は、岡山県ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>）からダウンロードすることもできる。

(2) 入札一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和8年2月27日（金）から令和8年3月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）

(3) 入札参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書を提出した者について、上記2

(1)～(10)の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 入札参加資格要件不適合の理由の説明要求

入札参加資格要件不適合通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、下記(4)ウの宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

- ア 受付期間 令和8年2月27日（金）から令和8年3月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 方法 「仕様書に対する質問・回答書（様式第1号）」をFAXにより提出すること。
- ウ 宛先 岡山県危機管理課
FAX（086）225-4559

6 入札

入札に参加する者は、入札書（様式第5号）を直接下記の入札場所へ持参し、提出しなければならない。郵送、FAXその他の方法による入札は認めない。

- (1) 入札日時
令和8年3月26日（木） 15時00分
- (2) 入札場所
岡山県出納局用度課地下1階入札室（岡山市北区内山下2-4-6）
- (3) 入札書の記載方法
入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人による入札
入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者からの委任状（様式第6号）を持参し、入札前に提出すること。
入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入し、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。
- (5) その他
 - ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。
なお、入札金額の訂正は認めない。
 - イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
 - ウ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札に参加できる者の資格のない者のした入札

- (2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) その他岡山県財務規則第140条の各号に掲げる入札書

8 入札保証金 免除

9 契約書の作成の要否 要

10 契約保証金 岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

11 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第138条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者がいないときは、直ちにその場において再度の入札を行う。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 入札者及び落札者の名称並びに入札金額を公表する。

12 本件業務に関して提出する書類

- (1) この一般競争入札（条件付）に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第2号）
 - イ 休日、夜間を含む24時間の緊急保守体制を示す書類（様式第7号）
 - ウ 誓約書（様式第8号）
- (2) (1)に記載する書類の提出場所は、上記3のとおりとする。
- (3) (1)に記載する書類の提出期限は、上記5(2)のとおりとする。

13 その他

- (1) 契約締結時期
令和8年4月1日とする。
- (2) 入札執行、契約締結等の条件
当該事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。
- (3) 誓約書
この一般競争入札（条件付）に参加を希望する者は、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。